

2021年度（令和3年度）の税制改正提言

2020年9月
公益社団法人リース事業協会

1. 設備投資減税の延長【国税】

- 適用期限（2021年3月31日まで）を迎える設備投資減税制度について、中小企業者の設備投資及び地域経済を活性化するために必要な制度であり、適用期限を延長すること。
 - 中小企業経営強化税制
 - 中小企業投資促進税制
 - 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
 - 地域未来投資促進税制
 - 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度
 - 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度

2. 5G設備投資に係る税制上の措置

- ①5G設備投資の固定資産税特例措置（地方税）について、「電波法の免許人」かつ「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入事業者」の指定する認定特定高度情報通信技術活用設備を当該事業者が貸し付ける事業者（リース会社等）が新たに取得した場合、当該貸付事業者も固定資産税特例措置の適用を受けることができるようにすること。
- ②5G投資促進税制（国税）について、賃貸借取引（オペレーティング・リース取引）により対象設備を導入した場合も使用者又は賃貸事業者が税額控除の適用を受けることができるようにすること。

3. 日本・アイルランド租税条約の改正【国税】

【所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約】

- 1974年に締結された日本・アイルランド租税条約の「使用料」の定義を最新のOECDモデル租税条約（2017年）に合わせること。

4. 新たに創設される設備投資減税へのリース適用【国税・地方税】

- 新たに創設される設備投資減税（国税・地方税）について、リース取引により導入する設備を対象とすること。

以上